

令和 8 年第 2 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年第2回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和8年2月25日（水） 午後3時00分から午後3時21分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 5階 501会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和8年第2回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和8年第2回朝霞市農業委員会総会

令和8年2月25日(水)

午後3時00分から

午後3時21分まで

朝霞市役所 別館5階 501会議室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

7番 浅川 明彦 委員 8番 野島 淳委員

3 提出議案

議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

4 諸報告

(1) 報告第2号 会長専決について

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	高木	清
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	抜井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（1人）

委	員	飯倉	文雄
---	---	----	----

事務局

事	務	局	局	長	長谷	修
事	務	局	局	次	長	佐藤 たかみ
事	務	局	主	任	根古谷	哲
事	務	局	主	事	芦田	磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・長谷事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第2回朝霞市農業委員会総会を開催します。

議会があり、総会前の農地中間管理事業の説明会が途中参加となり申し訳ございません。

また、先日は朝霞4市の農業委員会の研修会ということで、志木市で実施があり、多くの方にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

そこでは都市計画に基づく農地法の位置付けのお話があり、改めてご参加いただいた皆さんは、農地法の認識が深まったのではないかなと思います。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は雨の中、大変忙しい中、また早くから、農地中間管理事業の説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。農地中間管理事業におきましては、朝霞市も少しはあったのですが、まだまだ北部地域のように調整区域がないので進んではないですが、今後近くに高齢や担い手がいなくて困っているという方がいた場合は、農業委員会事務局にお伝えいただければと思います。

それでは本日は提出議案が2議案ございますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしく申し上げます。

○高橋会長

それでは進行をすすめてまいります。

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成

とも検討していくべきとの考えから、今回の申請に至ったとのことです。

権利取得後の計画としては、市が市民と協働して維持管理を行い、土壌改良のためサツマイモなどの露地野菜の作付を行い、収穫を通じた農業体験の場としての活用も検討しているとのことです。

宮戸特別緑地保全地区では緑地沿いの水田とともに郷土景観、生態系の保全に努める方針であるため、畑作により土壌改良した後に水稻を行う予定とのことです。

以上でございます。

○高橋会長

議案第3号につきまして、須田 哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第3条の規定による許可申請については、譲受人が地方公共団体であり、現状で所有等している農地はないことから、現地調査は行っておりません。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人は地方公共団体であり、譲受理由が公共の用に供するためとなっていることから、特殊事由により申請する場合に該当するため、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、こちらも譲受人は地方公共団体であり、譲受理由が公共の用に供するためとなっていることから、特殊事由により申請する場合に該当するため、問題はないと考えます。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地ではさつまいもの栽培を行う予定とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、5キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。宮戸神社を出発して、宮戸橋方面に110メートル程進んだら、宮戸橋手前を左折し、190メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第3号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、許可とすることに決しました。次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○芦田主事

それでは4ページをご覧ください。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和8年2月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

膝折町2丁目■■■■、畑、畑、406平方メートル

膝折町2丁目■■■■、畑、畑、370平方メートル

膝折町2丁目■■■■、畑、畑、661平方メートル

膝折町2丁目■■■■、畑、畑、773平方メートル

相続人

○徳生委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、2月14日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人によると、今後も引き続き農業を行うということです。

次に、特例適用農地の耕作状況について申し上げます。対象の農地は作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。朝霞高校から国道254号を川越方面に550メートル程進むと、左手にホンダカーズ埼玉南朝霞店があるので、その手前の道に入り270メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第4号1番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第4号1番につきましては、適格者として証明することに決しました。

次に議案第4号2番につきまして、高橋 秀明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高橋委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、2月14日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人によると、今後も引き続き農業を行うということです。

次に、特例適用農地の耕作状況について申し上げます。対象の農地は作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、7ページをご覧ください。根岸台第4分団交差点を出発したら、北西方向に向かい、110メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第4号2番につきまして、何かご質問がございますか。

○千田委員

1つめの根岸台2丁目■■■の農地で、284平方メートルのうち223.67平方メートルと書いていますが、こちらは持ち分ですか。

○根古谷主任

今回申請しようとするところで、建物の軒があると含まれないところがあり、今回がそのケースかはわかりませんが、同じ筆の中でも一部対象にしない選択をしたと考えられます。そのため持ち分表記というわけではないです。一部物置や家屋の軒が越境しているところは削られてしまい、後から税務署に言われると大事になるので最初から削って申請していると思います。

○高橋会長

ほかにご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第4号1番につきましては、適格者として証明することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第2号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、3月25日(水)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第2回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

7番 浅川 明彦 委員

8番 野島 淳 委員

令和8年3月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員